

電気需給契約に係る重要事項説明書の変更について

(1) 重要事項説明書の変更点について

変更前	変更後
2.電気需給契約の成立 ・ (略) ・ (略) ・当社は、お客さまとの電気需給契約の成立の後、当社とのガス使用契約が解約された場合、電気需給契約を解約いたします。この場合の電気需給契約の解約日は、ガス使用契約の解約日と同日といたします。ただし、以下の場合は、電気需給契約の解約日を次の通りといたします。 ① ガス使用契約の解約のお申し込みを受け付けた日が、ガス使用契約の解約日と同日の場合、電気需給契約の解約日は、原則として受付日直後に到来する、土曜日、日曜日及び銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日並びに 12 月 30 日（以下「休日」といいます。）を除く日といたします。 ② ガス使用契約の解約のお申し込みを受け付けた日が、土曜日及び休日もしくはその前日かつガス使用契約の解約日が受付日の直後に到来する土曜日及び休日の場合、電気需給契約の解約日は、原則として受付日直後に到来する、土曜日及び休日を除く日といたします。 15.お客さまからの電気需給契約の変更・廃止 お客さまが契約内容の変更を希望される場合は、インターネットでのお手続き又は 23（お問い合わせ先）までご連絡ください。また、電気需給契約の廃止を希望される場合は、あらかじめその廃止期日を定め、当社に通知していただきます。廃止期日は、原則としてお客さまからの通知を受け付けた日の翌日以降の日といたします。なお、通知を受け付けた日が土曜日及び休日もしくはその前日の場合、廃止期日は、原則として受付日直後に到来する、土曜日及び休日を除く日以降で定めていただきます。	2.電気需給契約の成立 ・ (略) ・ (略) ・当社は、お客さまとの電気需給契約の成立の後、当社とのガス使用契約が解約された場合、電気需給契約を解約いたします。この場合の電気需給契約の解約日は、ガス使用契約の解約日の翌日といたします。ただし、以下の場合は、電気需給契約の解約日を次の通りといたします。 ① ガス使用契約の解約のお申し込みを受け付けた日が、ガス使用契約の解約日と同日の場合、電気需給契約の解約日は、原則として受付日直後に到来する日〔土曜日、日曜日及び銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日並びに 12 月 29 日及び 12 月 30 日（以下「休日」といいます。）を除きます。〕の翌日といたします。 ② ガス使用契約の解約のお申し込みを受け付けた日が、土曜日及び休日もしくはその前日かつガス使用契約の解約日が受付日の直後に到来する土曜日及び休日の場合、電気需給契約の解約日は、原則として受付日直後に到来する日（土曜日及び休日を除きます。）の翌日といたします。 15.お客さまからの電気需給契約の変更・廃止 お客さまが契約内容の変更を希望される場合は、インターネットでのお手続き又は 23（お問い合わせ先）までご連絡ください。また、電気需給契約の廃止を希望される場合は、あらかじめその廃止期日を定め、当社に通知していただきます。廃止期日は、原則としてお客さまからの通知を受け付けた日の翌日以降の日といたします。なお、通知を受け付けた日が土曜日及び休日もしくはその前日の場合、廃止期日は、原則として受付日直後に到来する日（土曜日及び休日を除きます。）の翌日以降で定めていただきます。

(2) 変更後の重要事項説明書

・重要事項説明書（2025 年 5 月 1 日実施）